

火災予防上必要な業務に関する計画

第1 目的及び適用範囲

この計画は、野田市火災予防条例（昭和37年野田市条例第3号。）第42条の3の規定に基づき、(指定催し名称)（以下「催し」という。）における火災予防上必要な業務を定め、防火安全性に万全を期すことを目的とし、当該催しの主催者、露店等の関係者、運営に関係するすべての者（以下「関係者」という。）に適用する。

第2 催しの概要

別添（実施要綱、パンフレット等による。）

第3 火災予防上必要な業務と従事者

1 主催者（実行委員長）の責務

主催者は催しの責任者として、関係者に対して防火管理業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者を防火担当者として定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、必要な指示を与えて当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

2 防火担当者の責務

防火担当者は、本計画の作成（変更）及び実施に係る全ての権限を持ち、必要に応じて主催者の指示を求め、次の業務を行なう。

- 火災予防を図るため、会場内の巡回監視及び避難経路等の安全確保に係る人員の配置
- 対象火気器具等を使用する露店等に係る次の情報（以下「配置計画」という。別紙1）の事前把握及び当日の確認
 - 露店ごとに使用する対象火気器具等及び取り扱う危険物等
 - 使用する対象火気器具等及び取り扱う危険物等の設置場所及びこれらと客席を近接させない等、火災予防上の安全に配慮した会場の配置
 - 消火器の設置場所
- 対象火気器具等を使用する露店等が準備する消火器の不備欠陥が発見さ

れた場合の是正指導

- (4) 消火器の使用方法等、第3第3項に規定する「露店等の関係者の責務」に係る指導
- (5) 関係者に対する本計画の周知
- (6) 本計画の変更、その他火災予防上必要な情報に係る消防機関及び関係機関への連絡及び連携
- (7) 第4に規定する火災発生時の対応
- (8) その他火災予防に関し必要な事項

3 露店等の関係者の責務

- (1) 本計画の遵守及び従業員等への周知
- (2) 催し開催時のチェック表（別紙2）に基づく防火管理等
- (3) 第4に規定する火災発生時の対応
- (4) 配置計画に変更を要する場合、その他火災予防上必要な情報を防火担当者へ報告

4 管理運営体制

実行委員会本部、防火担当者、警備会社、屋台及び露店等の責任者等は、協力連携し、火災予防に関する業務を行う。

実行委員会本部	電話（	）	
・委員長	_____	電話（	）
・防火担当者	_____	電話（	）
・露店業者等代表者	_____	電話（	）
・警備会社責任者	_____	電話（	）
・	_____	電話（	）
・	_____	電話（	）

第4 火災発生時の対応

関係者は、火災発生時の対応として、次のとおり活動するとともに、消防隊が到着したときは、出火場所、出火状況、危険物等の状況及び負傷者等の有無、その他消防活動上必要な情報を提供する。

1 消火活動

- (1) 火災の直近にいる者は、消火器等の消火用具を使用して、適切な初期消火を行うこと。
- (2) 燃えているところに近づき過ぎず、適切な距離を保ち初期消火すること。

2 通報連絡

- (1) 火災等の発生場所及び状況を把握し、直ちに119番通報するとともに、

放送設備等により必要に応じて観客に対し周知すること。

(2) 実行委員会本部若しくは防火担当者に報告すること。

(3) 避難誘導

ア 出火場所付近にいる避難者を優先に避難誘導すること。

イ 負傷者、避難していない者、救助の必要がある者の確認を行うこと。

ウ 避難誘導は、拡声器または大きな声等で簡潔に行い、パニック防止に努めること。

第5 放火防止対策

実行委員会、防火担当者及び露店等の関係者は、以下の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- 1 催し会場の広場、通路、休憩所、トイレ、露店等の可燃物の整理整頓又は除去を行うこと。
- 2 夜間など無人となるときは、ボンベその他の燃料を設置したままにしないこと。
- 3 倉庫等は、使用するとき以外は施錠すること。
- 4 必要に応じて催し会場の巡回監視を行うこと。

第6 震災対策

実行委員会、防火担当者及び露店等の関係者は、催し開催期間中に地震等の災害を防止するため、以下の事項に留意し、必要な措置を講じること。

- 1 地震発生直後は、催し会場内全ての者が身の安全を守ることを優先とすること。
- 2 露店等の関係者は、電源および燃料の遮断等を行うなど、火の元の始末などを行うこと。
- 3 催しに関係する全ての者は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無を確認し、負傷者等が発生した場合は、実行委員会本部又は防火担当者に報告すること。
- 4 テレビ、ラジオなどの報道機関を通じて地震に関する情報の収集に努めるとともに、催し会場内の状況を把握すること。
- 5 地震動が終息した後においても、各種設備・器具、露店等で使用している対象火気器具等は、安全が確認されるまで使用しないこと。